

令和6年4月以降の新型コロナワクチン接種に係る救済制度の取扱いについて

救済の**請求日**は、令和6年4月1日以降ですか

いいえ

はい

救済を求める原因となった接種の**接種日**は、令和6年4月1日以降ですか

いいえ

はい

救済を求める原因となった接種は、**定期接種**として行われたものですか

※新型コロナワクチンの定期接種：以下の者に対し、毎年秋冬に1回その年のウイルス株に対応するワクチンを用いて市町村が実施するものをいう。

① 65歳以上

② 60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者

はい

いいえ

予防接種健康被害救済制度の
「**臨時接種**及びA類疾病の定期接種」
として桐生市に請求

予防接種健康被害救済制度の
「**B類疾病**の定期接種」
として桐生市に請求

医薬品副作用被害救済制度で
(独)医薬品医療機器総合機構
(PMDA)に請求